

議案第4号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年2月20日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和2年度の教育委員会事務局の組織体制として、学校教育部青少年育成課が分掌する青少年の健全育成及び非行防止に係る啓発及び促進に関する事務を生涯学習部生涯学習課に移管するとともに、生涯学習部生涯学習課学習支援係において、地域学校協働活動に係る事務を分掌するほか、その他分掌事務に係る所要の規定の整備を行うため、東広島市教育委員会組織規則の一部改正案を2月20日開催の教育委員会定例会に提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 学校教育部青少年育成課が分掌する青少年の健全育成及び非行防止に係る啓発及び促進に関する事務を生涯学習部生涯学習課に移管する。
- (2) 生涯学習部生涯学習課学習支援係において、地域学校協働活動に係る事務を分掌する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（教育委員会規則の制定等）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表学務職員係の項第5号中「幼稚園保育料」を「当該年度の前年度以前の年度分の幼稚園保育料で滞納に係るもの」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項の表青少年係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「東広島市児童青少年センター（）」を「児童青少年センター（）」に、「東広島市児童青少年センターを」を「児童青少年センターを」に、「「児童青少年センター」という」を「同じ」に改め、同号を同項第7号とする。

第7条第1項の表学習総務係の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同表施設運営係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表学習支援係の項第2号中「及び生涯学習センター（中央生涯学習センターを除く。）」を「、生涯学習センター等」に改め、同項第3号中「大学連携及びモデルプログラム」を「大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働」に改め、同項中第11号を第14号とし、第10号の次に次のように加える。

(11) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。

(12) 地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第

2項に規定する地域学校協働活動をいう。) に関すること。

(13) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。

第7条第3項の表美術館係の項第3号中「東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）第4条第1項」を「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項」に改める。

第24条中「東広島市立美術館設置及び管理条例に基づき設置された」を「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（令和2年東広島市条例第 号。以下「一部改正条例」という。）第1条の規定による改正後の新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条の規定の施行の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から一部改正条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの規則による改正後の第7条第3項の表美術館係の項第3号及び第24条の規定の適用については、同号中「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会」とあるのは「東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）第4条第1項に規定する東広島市立美術館協議会及び新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する新東広島市立美術館協議会」と、同条中「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する東広島市立美術館（以下「美術館」という。）とあるのは「東広島市立美術館設置及び管理条例第1条に規定する東広島市立美術館及び新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する新東広島市立美術館（以下これらを「美術館」と総称する。）とする。

新	旧
<p>(学校教育部の分掌事務)</p> <p>第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>学務職員係</p> <p>(1) 通学区域に関すること。</p> <p>(2) 通学区域審議会に関すること。</p> <p>(3) 児童、生徒並びに幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(4) 就学援助及び就学奨励に関すること。</p> <p>(5) <u>当該年度の前年度以前の幼稚園保育料で滞納に係るものに関する</u>こと。</p> <p><u>(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による給付を受ける資格の審査、給付費の支給及び副食費の助成に関する</u>こと。</p> <p><u>(7) 児童生徒通学支援制度審議会に関する</u>こと。</p> <p><u>(8) 奨学金の償還事務に関する</u>こと。</p> <p><u>(9) 学校の管理運営に関する</u>こと。</p> <p><u>(10) 学級編制及び教職員組織に関する</u>こと。</p> <p><u>(11) 県費職員及び学校に勤務する市職員の人事に関する</u>こと。</p> <p><u>(12) 県費職員並びに学校に勤務する市職員の福利及び厚生に関する</u>こと。</p> <p><u>(13) 職員団体に関する</u>こと。</p> <p><u>(14) 教職員の免許に関する</u>こと。</p> <p><u>(15) 学校関係諸機関との連絡に関する</u>こと。</p> <p><u>(16) 学校事務センターに関する</u>こと。</p> <p><u>(17) 課の庶務に関する</u>こと。</p> <p>保健給食係</p> <p>(1) 学校保健に関すること。</p> <p>(2) 学校給食に関すること。</p>	<p>(学校教育部の分掌事務)</p> <p>第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>学務職員係</p> <p>(1) 通学区域に関すること。</p> <p>(2) 通学区域審議会に関すること。</p> <p>(3) 児童、生徒並びに幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> <p>(4) 就学援助及び就学奨励に関すること。</p> <p>(5) <u>幼稚園保育料に関する</u>こと。</p> <p><u>(6) 幼稚園就園奨励費に関する</u>こと。</p> <p><u>(7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による給付を受ける資格の審査、給付費の支給及び副食費の助成に関する</u>こと。</p> <p><u>(8) 児童生徒通学支援制度審議会に関する</u>こと。</p> <p><u>(9) 奨学金の償還事務に関する</u>こと。</p> <p><u>(10) 学校の管理運営に関する</u>こと。</p> <p><u>(11) 学級編制及び教職員組織に関する</u>こと。</p> <p><u>(12) 県費職員及び学校に勤務する市職員の人事に関する</u>こと。</p> <p><u>(13) 県費職員並びに学校に勤務する市職員の福利及び厚生に関する</u>こと。</p> <p><u>(14) 職員団体に関する</u>こと。</p> <p><u>(15) 教職員の免許に関する</u>こと。</p> <p><u>(16) 学校関係諸機関との連絡に関する</u>こと。</p> <p><u>(17) 学校事務センターに関する</u>こと。</p> <p><u>(18) 課の庶務に関する</u>こと。</p> <p>保健給食係</p> <p>(1) 学校保健に関すること。</p> <p>(2) 学校給食に関すること。</p>
<p style="text-align: center;">新</p> <p>(3) 児童、生徒、幼児及び教職員の保健に関すること。</p> <p>(4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(6) 学校保健団体に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターに関すること。</p> <p>3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育の基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校その他関係教育機関の教育実践計画に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研究及び研修に関すること。</p> <p>(4) 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>(5) 学力向上対策に関すること。</p> <p>(6) 幼保小中連携教育に関すること。</p> <p>(7) 学校評議員制度及び学校評価制度に関すること。</p> <p>(8) 安全防災教育に関すること。</p> <p>(9) 教科書採択及び教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(10) 幼児教育の指導に関すること。</p> <p>(11) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(12) 教育支援委員会に関すること。</p> <p>(13) 生徒指導連携に関すること。</p> <p>(14) 進路指導に関すること。</p> <p>(15) 人権教育に関すること。</p> <p>(16) 学校図書整備に関すること。</p> <p>(17) 学校体育団体に関すること。</p> <p>(18) 教科書の無償給与に関すること。</p> <p>4 学校教育部青少年育成課の係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>青少年係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条に掲げる事業に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関すること。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</p> <p>(4) 生徒指導に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>(3) 児童、生徒、幼児及び教職員の保健に関すること。</p> <p>(4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(6) 学校保健団体に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターに関すること。</p> <p>3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育の基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校その他関係教育機関の教育実践計画に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研究及び研修に関すること。</p> <p>(4) 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>(5) 学力向上対策に関すること。</p> <p>(6) 幼保小中連携教育に関すること。</p> <p>(7) 学校評議員制度及び学校評価制度に関すること。</p> <p>(8) 安全防災教育に関すること。</p> <p>(9) 教科書採択及び教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(10) 幼児教育の指導に関すること。</p> <p>(11) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(12) 教育支援委員会に関すること。</p> <p>(13) 生徒指導連携に関すること。</p> <p>(14) 進路指導に関すること。</p> <p>(15) 人権教育に関すること。</p> <p>(16) 学校図書整備に関すること。</p> <p>(17) 学校体育団体に関すること。</p> <p>(18) 教科書の無償給与に関すること。</p> <p>4 学校教育部青少年育成課の係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>青少年係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条に掲げる事業に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関すること。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</p> <p>(4) 生徒指導に関すること。</p>

新	旧
<p>(5) 教育相談に関すること。</p> <p><u>(6) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(7) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第16条及び第17条において同じ。）の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の管理運営に関すること。</u></p> <p>（一部改正〔平成21年教委規則1号・23年3号・25年10号・26年10号・27年8号・28年6号・29年6号・11号・令和元年12号〕）</p> <p>（生涯学習部の分掌事務）</p> <p>第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>学習総務係</p> <p>(1) 部の総括事務に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員会議に関すること。</p> <p><u>(5) アザレア賞に関すること。</u></p> <p><u>(6) 後援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>施設運営係</p> <p>(1) 図書館の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習センターの管理運営に関すること。</p> <p>(4) 社会教育施設の管理運営に関すること。</p> <p>(5) 市民文化センターの管理運営に関すること。</p> <p>(6) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団に関すること。</p>	<p>(5) 教育相談に関すること。</p> <p><u>(6) 青少年の健全育成及び非行防止に係る啓発及び促進に関すること。</u></p> <p>(7) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</p> <p><u>(8) 東広島市児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された東広島市児童青少年センターをいう。第16条及び第17条において「児童青少年センター」という。）の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の管理運営に関すること。</u></p> <p>（一部改正〔平成21年教委規則1号・23年3号・25年10号・26年10号・27年8号・28年6号・29年6号・11号・令和元年12号〕）</p> <p>（生涯学習部の分掌事務）</p> <p>第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>学習総務係</p> <p>(1) 部の総括事務に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員会議に関すること。</p> <p><u>(5) 生涯大学システムの総合調整及び運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>(6) 生涯学習担当者会に関すること。</u></p> <p><u>(7) アザレア賞に関すること。</u></p> <p><u>(8) 後援に関すること。</u></p> <p><u>(9) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>施設運営係</p> <p>(1) 図書館の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習センターの管理運営に関すること。</p> <p>(4) 社会教育施設の管理運営に関すること。</p> <p>(5) 市民文化センターの管理運営に関すること。</p> <p>(6) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団（総務課に限る。）に関すること。</p>

新	旧
<p>(7) 天文台広場の管理運営に関すること。</p> <p><u>(8) 視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p><u>(9) 成人式に関すること。</u></p> <p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。</p> <p>(2) 地域センター、<u>生涯学習センター等</u>において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働</u>に関すること。</p> <p>(4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。</p> <p>(5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。</p> <p>(7) 家庭教育支援に関すること。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。</p> <p>(10) 地域行事に関すること。</p> <p><u>(11) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。</u></p> <p><u>(12) 地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。）に関すること。</u></p> <p><u>(13) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。</u></p> <p><u>(14) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</u></p> <p>人権教育担当</p> <p>(1) 人権教育の基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 人権教育の推進計画に関すること。</p> <p>(3) 人権教育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) 人権教育の総合調整に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(7) 天文台広場の管理運営に関すること。</p> <p><u>(8) ボランティア活動支援センターの管理運営及び人材バンクに関すること。</u></p> <p><u>(9) 視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p><u>(10) 成人式に関すること。</u></p> <p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。</p> <p>(2) 地域センター<u>及び生涯学習センター（中央生涯学習センターを除く。）</u>において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>大学連携及びモデルプログラム</u>に関すること。</p> <p>(4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。</p> <p>(5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。</p> <p>(7) 家庭教育支援に関すること。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。</p> <p>(10) 地域行事に関すること。</p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</u></p> <p>人権教育担当</p> <p>(1) 人権教育の基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 人権教育の推進計画に関すること。</p> <p>(3) 人権教育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) 人権教育の総合調整に関すること。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。 (2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。 (3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。 (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）に係る施設等の整備、管理及び活用に関すること。 (5) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。 (6) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査研究に関すること。 (7) 文化財関係団体の育成に関すること。 (8) その他文化財（埋蔵文化財を除く。）に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 <p>芸術振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芸術文化の振興に関すること。 (2) 東広島芸術文化ホール（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。）の管理運営に関すること。 (3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。 (4) 文化活動に関すること。 <p>調査係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋蔵文化財の取扱いに関すること。 (2) 出土文化財の整理、収蔵及び保存管理に関すること。 (3) 出土文化財及びその関係資料の活用に関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。 (5) 出土文化財管理センターの管理運営に関すること。 (6) その他埋蔵文化財に関すること。 <p>美術館係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 美術館の整備に関すること。 (2) 美術館の管理運営に関すること。 (3) 美術館協議会（東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平 	<p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。 (2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。 (3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。 (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）に係る施設等の整備、管理及び活用に関すること。 (5) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。 (6) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査研究に関すること。 (7) 文化財関係団体の育成に関すること。 (8) その他文化財（埋蔵文化財を除く。）に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 <p>芸術振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芸術文化の振興に関すること。 (2) 東広島芸術文化ホール（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。）の管理運営に関すること。 (3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。 (4) 文化活動に関すること。 <p>調査係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 埋蔵文化財の取扱いに関すること。 (2) 出土文化財の整理、収蔵及び保存管理に関すること。 (3) 出土文化財及びその関係資料の活用に関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。 (5) 出土文化財管理センターの管理運営に関すること。 (6) その他埋蔵文化財に関すること。 <p>美術館係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 美術館の整備に関すること。 (2) 美術館の管理運営に関すること。 (3) 美術館協議会（東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東

新	旧
<p><u>成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第24条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(美術館)</p> <p>第24条 <u>東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する東広島市立美術館（以下「美術館」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 美術館の管理に関すること。 (2) 美術館協議会への諮問に関すること。 (3) 美術館の展覧会に関すること。 (4) 貸館事業に関すること。 (5) 資料の管理に関すること。 (6) 美術館の広報普及に関すること。 <p>(略)</p> <p><u>附 則（令和2年 月 日教委規則第 号）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（令和2年東広島市条例第 号。以下「一部改正条例」という。）第1条の規定による改正後の新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条の規定の施行の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書に規定する規定の施行の日から一部改正条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの規則による改正後の第7条第3項の表美術館係の項第3号及び第24条の規定の適用については、同号中「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会」とあるのは「東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）第4条第1項に規定する東広島市立美術館協議会及び新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する新東広島市立美術館協議会」と、同条中「東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する東広島市立美術館（以下「美術館」という。）とあるのは「東広島市立美術館設置及び</u></p>	<p><u>広島市条例第21号）第4条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第24条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(美術館)</p> <p>第24条 <u>東広島市立美術館設置及び管理条例に基づき設置された東広島市立美術館（以下「美術館」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 美術館の管理に関すること。 (2) 美術館協議会への諮問に関すること。 (3) 美術館の展覧会に関すること。 (4) 貸館事業に関すること。 (5) 資料の管理に関すること。 (6) 美術館の広報普及に関すること。 <p>(略)</p>

新	旧
<u>管理条例第1条に規定する東広島市立美術館及び新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する新東広島市立美術館（以下これらを「美術館」と総称する。）とする。</u>	